

日本ミニトン協会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、公益財団法人日本セーリング連盟特別加盟団体日本ミニトン協会という。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は鹿児島市谷山港 2-17KMS 内に置く。

(目的)

第3条 本協会は、小型クルーザーヨット普及とクルーザーヨットの底辺拡大を目指すと共に、ミニトン全日本選手権大会およびその他のレースを開催し、ミニトン協会会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 2 章 会 員

(構成)

第4条 本協会は、ミニトン協会会員で構成する。

(会員)

第5条 会員は本協会の目的に賛同して入会した者で以下に示す。

(1) 特別会員

- ①外洋帆走艇を所有する個人又はグループ。
- ②主たる JSAF 加盟団体が他団体の場合はこれに含まれない。
- ③JSAF 会員登録料、艇登録料及びミニトン協会年会費を納入した者。

(2) 正会員(一般)

- ①JSAF 会員登録料及びミニトン協会年会費を納入した者。

(3) 正会員(重複登録)

- ①JSAF 会員登録料、主たる加盟団体年会費及びミニトン協会年会費を納入した者。

(4) 準会員

- ①JSAF 非会員でミニトン協会年会費を納入した者。
※ JSAF 公認レースへの参加は制限される場合があるので各レースの公示を確認のこと。

(5) その他

- ①全日本ミニトン選手権大会に参加する者は JSAF の会員登録を必要とする。
(JSAFとの共同主催の場合)
- ②全日本ミニトン選手権大会に参加する艇は有効なIRC、OSRの取得艇とする。
(IRC 0.900 未満、全長 26F以下)
※ 文中JSAFは日本セーリング連盟と読み替える。

(議決権)

第6条 会員には議決権が認められる。但し、第5条の条件を満たさなくなった場合、もしくは年会費を1年以上納めることが無かった者は、総会における議決権を失うものとする。但し、会費の納入とともにその議決権は復活する。

第3章 役員

(役員)

第7条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 事務局長 | 1名 |
| 4 理事(執行役員) | 10名以内 (上記4名及びフリース責任者含む
別紙2参照) |

(役員を選任)

第8条 前条の役員は、立候補または他の会員の推薦による候補者の中から役員会で選任し総会に於いて承認する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務権限

- 1 会長は協会を代表し総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長がその職務に支障ある場合はその職務を代理し会長不在の場合はその職務を行う。
- 3 事務局長は協会に関する事務および会計を行う。
- 4 役員会は理事会とする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問)

第11条 協会に顧問若干名を置くことができる。

- 1 顧問は理事会が推薦し、会長が委託する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第4章 総会

(会議)

第12条 会議は総会、理事会とする。

(総会)

第13条 総会の開催は下記のとおりとする。

- 1 総会は関東又は WEB 上で開催する。
- 2 臨時総会をミント全日本選手権大会開催地で開催する。

(総会の決議事項)

第14条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1 協会運営に関する基本方針、事業計画および予算、事業報告および収支決算。
- 2 理事役員の承認。
- 3 理事役員より総会に付議された事項。
- 4 その他複数の会員により提案された事項。

(総会の定足数及び議決)

第15条

- 1 定足数は会員の1/3以上の参加で開催される。(委任状含む)
- 2 議決は参加定数の過半数以上で議決される。

(議事録)

第16条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

1 議事録は、事務局長が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び議事録署名人が署名する。

- ①会議の日時および場所。
- ②会員数およびその出席者。
- ③議事の経過概要及びその結果。

第5章 実行委員会

(実行委員長の選任)

第17条 協会は、総会においてその総会以降行われるミントン全日本選手権大会の実行委員会を組織し、実行委員長を選任しなければならない。

(実行委員会)

第18条 実行委員会は、実行委員長が議長となり各実行委員をもって構成し、必要に応じて他の会員を出席せしめることが出来る。

(実行委員会の招集)

第19条 実行委員会は、実行委員長が必要と認めたとき、役員、顧問、および複数の実行委員から要請があった時、実行委員長が招集する。

(実行委員会議事録)

第20条 実行委員会は議事録を作成しなければならない。

1 実行委員会議事録は、実行委員が作成し、少なくとも次に掲げる事項を掲載し、実行委員長が署名するものとする。

- ① 実行委員会の日時及び場所。
- ② 実行委員数及びその出席者。
- ③ 実行委員会議事録の経過概要及びその結果。

第6章 会 計

(事業及び会計年度)

第21条 協会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第22条 会費1人 3,500 円を、日本ミントン協会へ納める。

当年度の6月末までに納入の事とする。

但し、本条の金額は総会の決議により変更することができる。（別紙1参照）

(経費の支弁)

第23条 協会の経費は、会費、寄付金、協賛金、負担金 その他の収入より支弁する。

(事業計画及び予算)

第24条 会長は、毎会計年度の1か月以前に事業計画書及び収支予算書を作成し理事会に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算報告)

第25条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内にその会計年度の事業報告書及び収支計算書を作成し理事会に提出しなければならない。

第7章 フリート

(フリートの設置)

第26条 事業の円滑な運営と会員相互の親睦を図るため、本会に次のフリートを置く。

- (1) 九州フリート
 - (2) 関西フリート
 - (3) 東海フリート
 - (4) 東京湾フリート
 - (5) 東北フリート
- 2 フリート責任者はフリートを代表して統括する。
 - 3 フリート責任者は会員の意見、要望等を広く収集し必要に応じ理事会に提議する。
 - 4 フリート責任者は会員の窓口となり事務局と連携し事務処理の補佐を行う。

第8章 雑則

(その他)

第27条 本規約に規定のない事項については、理事会で決定する。

附則

1979年11月 2日発令
1985年10月11日一部変更
1992年10月 8日一部変更
2000年10月11日一部変更
2010年10月10日一部改正
2015年11月 8日一部改正
2026年 4月 1日一部改正